

19 年金等について

(1) 公的年金制度のしくみ

公的年金制度は、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

国民年金は全国民に共通の制度で、1階部分にあたる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は、職種等によって第1号被保険者から第3号被保険者までに分かれます。

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する者）のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は、勤務先、勤務形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

3階		厚生年金基金 (任意加入)	経過的職域加算(平成27年9月までの期間) +年金払い退職給付(平成27年10月からの期間)			
2階 被用者年金制度	国民年金基金 (任意加入)	厚生年金				
		一般厚生年金	国共済厚生年金	地共済厚生年金	私学共済厚生年金	
1階 国民年金制度	国民年金(基礎年金)					
	第1号被保険者	第2号被保険者			第3号被保険者	
	自営業者	民間 会社員	国家 公務員	地方公務員	私立学校 教職員 <small>厚生年金被保険者の 被扶養配偶者</small>	

(2) 公立学校共済組合の組合員(※) 期間と年金

(※) 以下、「19 年金等について」における組合員は、長期給付の適用を受ける一般(船員)組合員を指します。

公立学校共済組合の組合員であった期間(平成27年10月前の組合員期間ならびに過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。)は、国民年金の「第2号被保険者」および厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間となります。

< 国民年金と厚生年金の被保険者 >

厚生年金		一般 厚生年金 被保険者	国共済 厚生年金 被保険者	地共済 厚生年金 被保険者	私学共済 厚生年金 被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員)			第3号被保険者 (第2号被保険者の 被扶養配偶者)	

< 厚生年金被保険者の種別と実施機関 >

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金被保険者	民間会社員	日本年金機構
国共済厚生年金被保険者	国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
地共済厚生年金被保険者	地方公務員 (地方公務員共済組合の組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	日本私立学校振興・共済事業団

(3) 年金の種類

公的年金の支給事由は「老齢」「障害」「遺族」の3つがあり、一定の要件の下で、年金制度ごとに対応する年金が支給されます。

給付事由	厚生年金		国民年金 (基礎年金)
	種類	支給要件	
老齢給付	老齢厚生年金	一定の組合員期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金(在職中は支給停止)	老齢基礎年金
障害給付	障害厚生年金	組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金	組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に支給される年金	遺族基礎年金

(4) 厚生年金給付の種類と概要

項目	給付内容
<p>特別支給の老齢厚生年金 (65歳まで)</p>	<p>〔要件〕 次の要件をすべて満たしているときに、支給開始年齢から65歳にあるまでの間、受給できます。</p> <p>①支給開始年齢以上であること。 ②厚生年金被保険者期間が1年以上であること。 ③受給資格期間が10年以上であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">用語説明</p> <p>○支給開始年齢 (P85 別表1) 参照</p> <p>○厚生年金被保険者期間 厚生年金被保険者(一般・国共済・地共済・私学共済)であった期間をいいます。平成27年10月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。</p> <p>○受給資格期間 受給資格期間とは、次のⅠからⅢまでの期間を合計した期間をいいます。 Ⅰ 厚生年金被保険者期間 Ⅱ 国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。)および国民年金の保険料免除期間 Ⅲ 合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。)</p> </div> <p>〔給付内容〕 報酬比例部分(注1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(平成15年3月31日までの期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{加入期間の月数}$ </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(平成15年4月1日以後の期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1000 \times \text{加入期間の月数}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額が支給されます。 ・ 障害者、長期加入者の特例の適用(P85)を受けることとなった者は、定額部分および加給年金額が請求できます。 ・ 在職中の場合は、給料との調整措置があるため、年金額の全部または一部が支給停止となります。 <p>(注1) 給付乗率 7.125/1000、5.481/1000は、その者の生年月日に応じ経過措置があります。(P86 別表2)</p>
<p>老齢厚生年金 (65歳から)</p>	<p>〔要件〕 次の要件をすべて満たしているときに、65歳から受給できます。</p> <p>①65歳以上であること。 ②厚生年金被保険者期間があること。 ③受給資格期間が10年以上であること。 ※「厚生年金被保険者期間」、「受給資格期間」の説明については、上記特別支給の老齢厚生年金での説明をご参照ください。</p> <p>〔給付内容〕 次の(ア)(イ)(ウ)の金額を合算した額</p> <p>(ア) 報酬比例部分 (特別支給の老齢厚生年金に同じ) (イ) 経過的加算</p> $1,657\text{円} \times 1 \text{ (令和5年度額)} \times \text{組合員期間の月数 (480月が限度)} - 795,000\text{円} \times 2 \text{ (令和5年度額)} \times \text{組合員期間のうち老齢基礎年金の算定基礎となった月数} / 480$ <p>※1 68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)は、1,652円 ※2 68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)は、792,600円</p>

項目	給付内容				
老齢厚生年金 (65歳から)	<p>(ウ) 加給年金額</p> <p>厚生年金被保険者期間が20年以上である者が65歳に達した当時、その者と生計を共にしている65歳未満の配偶者、18歳に達した日の属する年度末までの間にある子、20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子で、収入が850万円（所得が655.5万円）未満である者を有する場合、次の加給年金額が加算されます。</p> <p>なお、配偶者が長期在職（20年以上かそれと同様とみなされるもの）に係る老齢（退職）または障害を事由とする公的年金の支給を受けることができるときは、加給年金額の支給を停止する場合があります。</p> <p>○ 配偶者の加給年金額（令和5年度額） 397,500円</p> <p>○ 子の加給年金額（令和5年度額）</p> <table border="1" data-bbox="427 524 1034 591"> <tr> <td>2人まで1人につき</td> <td>228,700円</td> </tr> <tr> <td>3人目から1人につき</td> <td>76,200円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額と、平成27年10月以降の公務員期間を基礎とする年金払い退職給付がそれぞれ支給されます。 在職中の場合は、給料との調整措置があるため、年金額の全部または一部が支給停止となります。 <p><老齢厚生年金の繰上げ支給></p> <p>老齢厚生年金の受給要件の②および③を満たしている者は、60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。</p> <p>ただし、年金額は繰上げた月数1か月あたり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%）が減額され、減額は生涯続きます。</p> <p>また、老齢基礎年金および、他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有する場合、同時に繰上げ請求する必要があります。（すべて減額支給となります。）</p> <p><u>繰上げ請求する際の主な注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰上げ請求後は、その決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害厚生年金（障害基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した障害厚生年金）を請求することはできません。 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。 繰上げ請求後は、原則、老齢厚生年金の障害の特例や長期加入者の特例に該当しても、これらの適用は受けられません。 <p><老齢厚生年金の繰下げ支給></p> <p>65歳に到達時点で老齢厚生年金の請求をしないで、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰下げた月数1か月あたり0.7%を増額した年金を受けることができます。ただし、65歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の支給はありません。（加給年金額も支給されません。）</p> <p><u>繰下げ請求する際の主な注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた方は70歳）に到達するまで1か月単位で行うことができます。 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げる必要があります。 老齢基礎年金も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はなく、異なる時期に繰り下げる場合は、それぞれに申出が必要です。 障害を事由とする年金（障害基礎年金を除きます。）または遺族を事由とする年金の受給権を有する場合や、65歳以降の老齢（退職）を事由とする年金を受給している者は、繰下げの申出ができません。 <p><老齢基礎年金></p> <p>65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は、40年間（20～60歳）保険料を納付した場合67歳以下は795,000円、68歳以上は792,600円（令和5年度額）です。保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。</p>	2人まで1人につき	228,700円	3人目から1人につき	76,200円
2人まで1人につき	228,700円				
3人目から1人につき	76,200円				

項目	給付内容
障害厚生年金	<p>[要件]</p> <p>障害厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、受給できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。 ② 障害認定日または障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に、障害の等級が1級から3級までの状態にあること。 ③ 保険料の納付要件を満たしていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">用語説明</p> <p>○初診日 病気にかかり、または負傷した者が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。</p> <p>○障害認定日 原則として初診日から1年6か月を経過した日をいいます。</p> <p>○保険料の納付要件 初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。 I 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること。 II 初診日（注記）の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。 （注記）初診日が令和8年3月31日以前のときで、初診日に65歳未満であるときに限られます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金の等級は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。（P86 別表3） <p><事後重症制度></p> <p>障害認定日に3級以上の障害に該当しなくても、65歳に達する日の前日までに3級以上の障害に該当したときは、請求により障害厚生年金が支給されます。</p> <p>[給付内容]</p> <p>①障害等級が2級又は3級の場合</p> <p>次の（ア）（イ）の金額を合算した額</p> <p>（ア）報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">（平成15年3月31日までの期間）</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">（平成15年4月1日以後の期間）</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入期間の月数は、障害認定日の属する月までの月数です。また、その期間が300月未満のときは、300月とします。（加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。） ・ 障害等級が3級の場合で、報酬比例部分の額が596,300円（令和5年度額）より少ないときは、596,300円とします。 <p>（イ）加給年金額（障害等級が2級の場合）</p> <p>受給権者により生計を維持していた65歳未満の配偶者があるとき支給されます。なお、配偶者が老齢厚生年金等の支給を受けるときは加給年金額の支給を停止する場合があります。</p> <p style="text-align: center;">228,700円（令和5年度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額（障害共済年金）を支給します。

項目	給付内容
障害厚生年金	<p>②障害等級が1級の場合 次の（ア）（イ）の金額を合算した額</p> <p>（ア）報酬比例部分 ①の（ア）× 125/100 （イ）加給年金額 ①の（イ）に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過職域加算額（障害共済年金）を支給します。 <p><二つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の障害厚生年金> 障害認定日に二つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する者の障害厚生年金は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関において決定されます。</p> <p><在職中の障害共済（厚生）年金> 障害共済年金は、平成27年9月までは、在職中は支給が停止されていましたが、平成27年10月以降は、在職中であっても支給されることとなりました。 障害厚生年金（受給権発生が平成27年10月以降の障害を事由とする年金）についても同様に、在職中であっても支給されます。 ただし、職域加算額については、公務員共済の組合員である間は支給停止されます。</p> <p><障害基礎年金> 障害等級が1級または2級に該当する場合、障害基礎年金も併せて受給できます。年金額は、67歳以下の場合は1級が993,750円、2級が795,000円、68歳以上の場合は1級が990,750円、2級が792,600円（令和5年度額）です。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。</p>
障害手当金	<p>[要件] 次のすべての要件を満たしているとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。 ② 障害の原因となった病気やケガが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」といいます。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。 ③ 保険料納付要件を満たしていること。 ④ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。 ⑤ 障害の原因となった病気やケガについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。 <p>[給付内容] 次の金額に 200/100 を乗じた額 報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（平成15年3月31日までの期間） 平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（平成15年4月1日以後の期間） 平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 加入期間の月数が300月未満のときは、300月とします。 （加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。） 障害手当金の額が1,192,600円より少ないときは、1,192,600円（令和5年度額）とします。

項目	給付内容										
遺族厚生年金	<p>[要件] 厚生年金被保険者であった者が、次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族が受給できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に死亡したとき ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ③ 障害等級が1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金等の受給権者が死亡したとき ④ 受給資格期間が25年以上である者が死亡したとき <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">用語説明</p></div> <p>○遺族 遺族厚生年金を受給できる「遺族」は、被保険者であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持されていた者のうち、下表に該当する者が対象です。優先順位1から4までのうち最も順位の高い者が受給できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">優先順位</th> <th style="width: 20%;">1</th> <th style="width: 20%;">2</th> <th style="width: 20%;">3</th> <th style="width: 25%;">4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺族</td> <td>夫(55歳以上) ・妻・子</td> <td>父母 (55歳以上)</td> <td>孫</td> <td>祖父母 (55歳以上)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生計を維持されていた」とは、被保険者の死亡の当時、生計を共にしていた者のうち、恒常的な収入が年額850万円以上にならないと認められる者をいいます。 ・ 夫、父母、祖父母は、被保険者であった者の死亡時に55歳以上であることが必要です。 また、年金の受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳前から遺族厚生年金も併せて受給できます。 ・ 子および孫は、被保険者であった者の死亡時、以下のいずれかに該当することが必要です。 >18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。 >20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと。 ・ 夫の死亡時に30歳未満で子がいない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期年金となります <p>(注) ①及び②に該当する場合は、死亡した者が以下の要件を満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳に到達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。)を除いた期間が3分の2以上あること。 ・ 死亡日(死亡日が令和8年3月31日以前のときで、死亡した者が65歳未満であった場合に限られます。)の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料の未納期間がないこと。 <p>[給付内容] 報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(平成15年3月31日までの期間) 平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数 × 3 / 4</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(平成15年4月1日以後の期間) 平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数 × 3 / 4</p> </div> <p>(注) 要件の①, ②, ③に該当する場合、加入期間の月数が300月未満のときは、300月とします。(加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。)</p> <p>中高齢寡婦加算 受給権者が40歳以上65歳未満の妻であり、かつ、18歳未満の子がいないこと等により国民年金法による遺族基礎年金を受給できないときは、上記により算定した額に、596,300円(令和5年度額)が加算されます。</p> <p>(注) 要件の④に該当する場合は、厚生年金被保険者期間が20年以上ある者に限り加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧遺族共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額(遺族共済年金)が支給されます。 <p><遺族基礎年金> 遺族に該当する者が「配偶者であって子と生計を同じくしている者」または「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。年金額は、67歳以下は795,000円、68歳以上は792,600円(令和5年度額)で、子の人数に応じて一定額が加算されます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。</p>	優先順位	1	2	3	4	遺族	夫(55歳以上) ・妻・子	父母 (55歳以上)	孫	祖父母 (55歳以上)
優先順位	1	2	3	4							
遺族	夫(55歳以上) ・妻・子	父母 (55歳以上)	孫	祖父母 (55歳以上)							

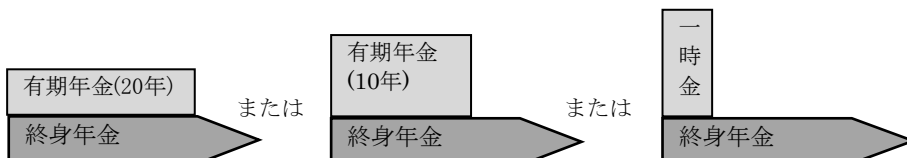
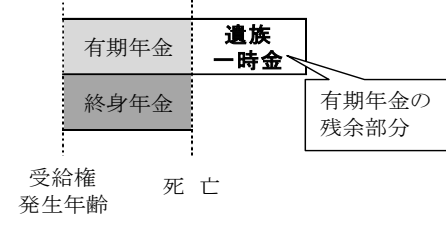
項目	給付内容
遺族厚生年金の失権	<p>次のいずれかの要件に該当したとき、遺族厚生年金の受給権は失権します。</p> <p>① 受給権者が死亡したとき</p> <p>② 受給権者が婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときも含まれます。）</p> <p>③ 受給権者が直系血族および直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含みます。）となったとき</p> <p>④ 受給権者と被保険者であった者との親族関係が離縁によって終了したとき</p> <p>⑤ 受給権者である子または孫（障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にある子または孫は除きます。）が18歳に達した日以後の最初の3月31日を終了したとき</p> <p>⑥ 受給権者である子または孫で、障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子または孫を除きます。）について、その事情がなくなったとき。または20歳に達したとき</p> <p>⑦ 受給権者である父母、孫、祖父母で、被保険者であった者の死亡の当時、胎児であった子が出生したとき</p> <p>⑧ 受給権者が30歳未満である妻が、ア または イ に該当したとき</p> <p>ア 夫の死亡により、遺族基礎年金の受給権を有しないときは、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年が経過したとき</p> <p>イ 遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したとき</p>

退職届書	<p>退職届書は、退職時に老齢厚生年金の受給権を満たしていない者が、将来の年金受給にそなえ、共済組合の加入期間等を年金の待機者として登録するために提出するものです。</p> <p>1 支給開始年齢前に退職した者</p> <p>2 在職中に障害厚生年金受給権を取得している者のうち、老齢厚生年金の支給開始年齢前に退職した者</p>
------	--

(5) 退職等年金給付（年金払い退職給付）

①概要と種類について

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から、「年金払い退職給付」が創設されました。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので、「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上引き続き組合員期間を有する者が、退職後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。（60歳からの繰上げ、また、受給権が発生し10年経過後までの繰下げも可能です。） ・半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。 ・有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します。（一時金の選択も可能です。一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、源泉徴収票を保管しておいてください。）  <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が死亡した場合は、有期年金の残余部分が遺族(P80)に一時金として支給されます。終身年金は終了します。 
公務障害年金※	・公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間、支給されます。
公務遺族年金※	・公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給されます。

※通勤災害や公務外による場合は、年金の対象になりません。

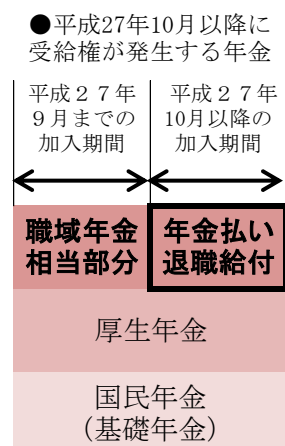
②保険料について

厚生年金の保険料とあわせて、別途、「年金払い退職給付」の保険料（労使あわせて保険料率（注）1.5%を上限）の負担をしていただくこととなります。

（注）保険料率＝掛金率＋負担金率のことであり、労使折半となります。

③経過措置について

平成27年10月以降に年金の受給権が発生する者で、平成27年9月までの加入期間がある者については、その期間に応じた「職域年金相当部分」の年金が支給されます。その者に平成27年10月以降の加入期間がある場合は、その期間に応じた「年金払い退職給付」も支給されることとなります。



(6) 年金の支給制限

①雇用保険法による給付との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者（特別支給、繰上げ支給の年金受給者）が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために雇用保険法による求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、求職の申込みを行った翌月から基本手当の所定受給日数を受け終わる月までの間、老齢厚生年金の支給が停止されます。

また、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者として在職中のため年金の一部の支給が停止されている間に、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けるようになると、その間、老齢厚生年金は、全部または一部が支給を停止されます。

年金の受給開始と同時または年金受給後に、これらの給付を受けることとなったときは、その旨を公立学校共済組合本部（東京）に届け出てください。

一般の公務員は、雇用保険の被保険者とされないため調整の対象となりませんが、暫定再任用職員、公立大学法人等に勤務する者、また、公務員を退職後、民間会社等の雇用保険適用事務所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には、調整の対象となります。

②在職中の年金の取扱いについて

老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給者が、常勤の公務員・私立学校・民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、「賃金＋年金」の額が一定基準額（令和5年度は48万円）を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。（以下「在職停止」といいます。）

◆在職中の支給停止額

総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）の合計額が月額48万円（※3）を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 48\text{万円}) \times 1/2$$

（※1）「総報酬月額相当額」とは、その月の標準報酬月額と直近1年間の標準賞与額（ボーナスなど）×1/12を合算したものです。

（※2）「基本月額」とは、老齢厚生年金額の1/12のうち、経過的加算額および加給年金額を除いた額です。

（※3）「48万円」は令和5年度における停止基準額です。今後停止基準額については変動する場合があります。

○ 職域加算額は、公務員共済の組合員である間は支給停止となります。

○ 複数の実施機関から年金の支給を受けている者が在職中の場合、すべて合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

(7) 各年金の請求方法

老齢厚生年金	支給開始年齢を迎えられる直前に、待機者には共済組合本部、在職者には山口支部、退職後に再就職、あるいは短期組合員となり厚生年金被保険者となった場合には最後に加入された実施機関から必要書類を送付します。	
退職等年金給付 (年金払い退職給付)	65歳到達時（65歳到達時に在職中の場合は退職時）の直前に公立学校共済組合本部または山口支部（退職後に公務員として再就職した場合は、最後に加入した公務員共済組合）から必要書類を送付します。	
遺族・障害厚生年金	要件に該当したときは申し出てください。必要書類を送付します。	
退職届書	若年退職時	一般組合員退職連絡票を受けた後、必要書類を送付します。
	定年退職時・ フルタイムの 暫定再任用 退職時	退職前に所属所あてに必要書類を送付します。

(8) 年金の給付制限

組合員または組合員であった者が以下に該当する処分を受けたとき、その者が支給を受ける退職給付または障害給付の額のうち、職域年金相当部分等の額及び年金払い退職給付の全部又は一部を支給しないこととされています。

- ・禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・停職以上の懲戒処分を受けたとき
- ・退職手当支給制限等の処分を受けたとき

また、遺族給付を受給している者が禁錮以上の刑に処せられたときも、その者が支給を受ける遺族給付の額のうち、職域年金相当部分等の額の一部を支給しないこととされています。なお、退職給付または障害給付を受給している者が禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を受けるときは、その間、職域年金相当部分等の額の支給が停止されます。

(9) 退職一時金の返還

昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合には、退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により退職一時金の支給を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と一時金の二重の給付が行われることを防止するため、受給した退職一時金の額に「利子」相当額を加えた額を共済組合に返還することとされています。退職一時金の返還は、年金の請求時に選択する次の①または②の方法により行います。

- ① 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。
- ② 1年以内に現金で一括または分割して返還する。

(10) 併給調整

公的年金制度では、一人一年金が原則です。老齢・障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの種別の年金が支給され、他の年金は停止されます。

この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

(11) 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」といいます。）をした場合に、按分割合について合意した上で婚姻期間中の標準報酬月額と標準賞与額（標準報酬総額）を当事者間で分割することができます。

対象となるのは、平成19年4月1日以後に成立した離婚等に限られますが、同日前の婚姻期間における標準報酬総額も分割の対象となります。

また、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に、当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

(別表1)

老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢

①支給開始年齢の引き上げ

平成12年の改正により、特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢については、段階的に65歳に引き上げられます。

生年月日	▼60歳	▼61歳	▼62歳	▼63歳	▼64歳	▼65歳
昭和28年4月1日以前	60歳					65歳
	特別支給の退職共済年金					退職共済年金または老齢厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)
昭和28年4月2日 ～昭和29年10月1日		61歳	特別支給の退職共済年金			65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)
----- ↓↓↓ 被用者年金一元化 ↓↓↓ -----						
昭和29年10月2日 ～昭和30年4月1日		61歳	特別支給の老齡厚生年金		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日		62歳	特別支給の老齡厚生年金		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日		63歳	特老厚		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日		64歳	特老厚		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和36年4月2日～					65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	

②障害者又は長期加入者の特例

昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれ、かつ、報酬比例部分の支給開始年齢（60歳～64歳）に達している者（退職している場合に限る。）で、次のア、イに該当するときは、特例として以下の【特例年金額】の額を支給する。

- ア 障害等級の3級以上に該当する障害状態にあるとき。
（その傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日以後において障害の状態にあること。）
- イ 加入期間が44年以上あるとき。

【特例年金額】

特別支給の老齡厚生年金額（P76）に次の額を加算する。

- ・定額部分
1,657円（令和5年度額）× 加入期間の月数（480月が限度）
- ・加給年金額（老齡厚生年金額（ウ）（P77）を参照）

(別表2)

給付乗率表

(千分率)

生年月日	定額単価に乗ずる率	平成15年3月31日まで				平成15年4月1日から			
		厚生年金相当部分	職域年金相当部分		公務上遺族	厚生年金相当部分	職域年金相当部分		公務上遺族
			組合員期間				20年以上	20年未満	
			20年以上	20年未満					
昭和17年4月2日～18年4月1日	1.134	7.543	1.311	0.656	3.19675	5.802	1.008	0.505	2.45850
昭和18年4月2日～19年4月1日	1.099	7.439	1.340	0.675	3.19975	5.722	1.031	0.519	2.46150
昭和19年4月2日～20年4月1日	1.065	7.334	1.368	0.684	3.20150	5.642	1.052	0.526	2.46250
昭和20年4月2日～21年4月1日	1.032	7.230	1.397	0.703	3.20450	5.562	1.075	0.541	2.46550
昭和21年4月2日以後	1.000	7.125	1.425	0.713	3.20600	5.481	1.096	0.548	2.46600

(別表3)

(1) 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの <p>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p>

障害の程度	障害の状態
2級	10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

(2) 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度	障害の状態
3級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の10趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

20 健康管理事業

県、共済組合、互助会では、生活習慣病予防を主眼とした健診事業など各種の健康管理事業を次のとおり行なっています。

◀ 県 ▶

事業名	内 容	時 期	対 象 者 (県立学校、県教委事務局の教職員)	
定期健康診断	問診、視力、身長、体重、尿(糖・蛋白・潜血)、血圧、胸部X線(直接撮影)	4～10月	全員 ※結核健康診断を兼ねる	
	腹囲	〃	全員	
	胃(胃部直接撮影)	〃	35歳以上、35歳未満の希望者	
	血液(17項目検査)	〃	全員	
	心電図(12誘導)	〃	全員	
	聴力	オーディオメーター検査	〃	35歳、40歳以上、新規採用者、会話法の結果異常所見者
		会話法	〃	上記以外の者
	大腸がん(免疫学的便潜血検査2日法)	〃	35歳以上の希望者	
指定年齢健康診断	日帰りドックと同程度	4～11月	35歳、40歳、45歳、50歳の正規職員	
ストレスチェック	調査票によるストレスチェック	年1回	全員	
	医師による面接指導		高ストレス者のうち、面接を希望する者で、実施者が認めた者	
	集団分析		全所属	
特別健康診断	腰痛検査	7～10月	特別支援学校の介護等従事者	

※市町立の学校の教職員を対象とした定期健康診断、ストレスチェックは、各市町教委において実施されます。

◀ 共済組合 ▶

事業名	内 容	時 期	対 象 者
特定健康診査及び特定保健指導	特定健康診査 生活習慣病に着目した健診を実施	7月～	今年度中に40歳以上75歳未満の年齢に達する組合員、任意継続組合員、被扶養者
	特定保健指導 生活習慣の改善が必要な者にリスクに応じた保健指導を実施		
日帰りドック(一部、県実施)	・定期健康診断と同程度の項目に加え、眼底、腹部超音波、骨密度、乳・子宮がん等 ・38歳、48歳、58歳の希望者に脳検査を実施 ・自己負担あり	5～1月	38歳、43歳、48歳、53歳、56歳、58歳、62歳(4月1日現在)の組合員
婦人検診	乳がん、子宮がん(自己負担金あり)	7～2月	女性組合員
胃検診	胃部エックス線撮影 定期健康診断の胃検診に合わせて実施	4～12月	組合員 ただし、定期健康診断の胃検診対象者を除く。
健康教育事業	健康教育講習会の開催経費助成	年間	講習会開催の所属所
	メンタルヘルスに関する啓発用冊子を配布	5月	新規採用の正規職員
メンタルヘルス講習会助成	地域メンタルヘルス対策協議会が開催するメンタルヘルスに関する講習会経費の助成	年間	地域メンタルヘルス対策協議会
ウォーキンググランプリ	1チーム2～3人以内で2か月間のチームの歩数を計測する	10, 11月	組合員等
新規採用教職員に対する職場訪問カウンセリング事業	公認心理師/臨床心理士を職場に派遣し、新規採用教職員を対象としたカウンセリングを行う	5～10月	新規採用の正規職員
うつ病等集団認知行動療法による復職支援事業	うつ病等による病休・休職者を対象に、山口県立こころの医療センターにて、復職支援を行う	6～2月	うつ病等による病休休職者のうち、主治医及びこころの医療センター医師が認める者
インフルエンザ予防接種助成	対象期間内に受けた予防接種に対し、1回限り1,000円を上限とし、費用の助成を行う	1月まで	組合員(任意継続組合員を除く)

《 県 》

事業名	事業内容	時期	対象者
メンタルヘルス研修会 開催事業	メンタルヘルスに関する意識啓発を目的とした研修会を開催	7～8月	県市町教育委員会の教職員
メンタルヘルス講習会 開催事業	管理職等を対象に、職場のラインケア等に関する講習会を開催	5～6月	管理職員等

《 互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
肺疾患検診 (ヘリカルCT検査)	ヘリカルCT専用検診車による巡回検診	7～8月	会員（定員 1,000人）

《 県・共済組合・互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
心の健康相談	専門医等による無料カウンセリング（年3回）が受けられる「心の健康相談利用券」入りのメンタルヘルスポケットブックの配付	年間	組合員、会員及び家族
巡回保健相談（注）	○ 所属訪問（保健指導員が学校を訪問） 健康管理全般に関する相談に対応 ○ 個別相談（保健指導員が学校を訪問） 所属（個人）からの相談希望に対応		

（注） 1. 保健指導員

保健師、看護師、心理相談員の資格をもった者を配置しており、健康全般に関する相談を電話で受けるとともに、各職場を訪問し、生活習慣病予防や日常における心とからだの健康管理についての助言や個人相談を行っています。

2. 相談内容（相談内容については、一切秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。）

肥満、高血圧、運動不足、食生活、保健衛生、メンタルヘルス、職場での健康管理など心身の健康に関するあらゆること。

3. 相談日時

月曜から金曜日まで（8時30分から17時15分まで） 電話番号 083-933-2246、080-1935-4270

※ 来所される場合は、所属の訪問で不在の場合がありますので事前に連絡してください。

《 互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
メンタルヘルス 所属訪問	保健指導員によるメンタルヘルスに関する相談等	年間	組合員、会員及び家族、 特別会員及び配偶者
相談事業（注）	組合員及び会員からの相談を受ける ○ 教職員総合相談事業（その他生活全般） ・ 職場、結婚、法律、その他一身上の問題		

（注） 1. 相談員

相談員は、人生経験が豊富で、何事でも心やすく相談に応じられる者を配置しています。また、法律的な問題は顧問弁護士と相談しながら的確な解決方法を考えます。

2. 相談内容（相談内容については、一切秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。）

職場の問題、経済上の問題、住居の問題、交通事故の問題、子供の問題、法律問題、結婚の問題、その他一身上の問題、健康（心）の問題等

3. 相談日時

月曜から金曜日まで（8時30分から17時15分まで） 電話番号 083-925-6450、083-933-4776

※ 相談は無料です。ただし、法律的問題での訴訟、その他の手続きまたは、医療処置等でその費用を要する場合は、相談者の負担となります。

21 福利厚生事業

下記事業については、利用・申請・請求書等の様式や手続きについての詳細を、実施前年度末、年度当初又は事業実施時期に所属長あてお知らせします。

事業名	事業内容	対象者	時期	主体	
42条元気回復事業	市町教育委員会、県立学校等で行う元気回復事業を承認	<ul style="list-style-type: none"> 市町教育委員会 県立学校等 	年間	県	
宿泊保養施設利用補助	全国の公立学校共済組合宿泊・保養施設を利用するとき、1人1泊につき利用料金の一部を補助 ①2,000円以上4,000円未満:1,000円 ②4,000円以上6,000円未満:2,000円 ③6,000円以上 :3,000円 ※年度内の1組合員当たりの補助回数は12泊(組合員の被扶養者及び親族に係る補助回数は当該組合員の補助回数に通算)を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 (任意継続組合員を含む。) 被扶養者 組合員の3親等以内の親族 (セントコア山口的利用に限る。) 			共済組合
会食利用補助	セントコア山口で会食するとき、1人1食につき料理単価(飲み物代を除く。)が2,000円以上の場合、利用料金の一部を補助 ① 2,000円以上6,000円未満:1,000円 ② 6,000円以上 :2,000円 ※年度内の1組合員当たりの補助回数は12回(組合員の被扶養者及び親族に係る補助回数は当該組合員の補助回数に通算)を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 (任意継続組合員を含む。) 被扶養者 組合員の3親等以内の親族 			
会員証割引事業	全国教職員互助団体協議会の会員証を提示し、全国のレジャー施設、宿泊施設等で、割引特典を受けることができる。 ※システムにアクセスすることで「モバイル会員証」の表示や利用できる業者(施設)検索が可能 ※詳しくは、ホームページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 会員 家族 (一部施設は会員のみ) 		互助会	
名秀作展入館補助	① 指定する県内施設で開催される展覧会の入館料を一部補助(入館料の60%程度 限度額400円) ② 県立美術館メンバーズクラブの会員及び県立山口博物館「友の会」の会員となった者に対し、年会費の一部(400円または800円)を補助	<ul style="list-style-type: none"> 会員 配偶者 会員又は配偶者の被扶養者 			① 指定展 ② 4~7月頃
芸術・文化鑑賞等補助	全国で開催される各種公演等入場料(5,000円以上のものに限る。)の一部を補助(年度内1回2,000円)				年間

事業名		事業内容		対象者	時期	主体
生活支援事業	ホームヘルパー雇用費補助	組合員及び同居の家族が出産・病気等によりホームヘルパーを雇用したとき、その経費の一部を補助（年度間14日、1日5,000円を限度）		・組合員(任意継続組合員を含む。)	年間	共済組合
ライフプラン講習事業	ライフプランセミナーの開催	リーフセミナー	在職中から退職後までを視野に入れた生活全般にわたる生活設計に必要な知識・情報等を提供するために各年代に応じた「生涯生活設計型」のセミナーを開催	・年度末現在44歳以下の者 ・配偶者	7月, 8月	県共済組合互助会
		フラワーセミナー		・年度末現在45歳以上55歳未満の者 ・配偶者		
		ハーベストセミナー	退職後の生活設計に必要な知識・情報・相互啓発の場を提供するために退職を間近に控えた方を対象とした「退職準備型」のセミナーを開催	・年度末現在55歳以上の者 ・配偶者		
	ライフプランガイドブック配付	退職後の生活設計に必要な知識・情報を提供	・年度末現在57歳の者	10月		
その他	福利やまぐちの発行	身近な情報や福利厚生事業内容等を紹介		・組合員(任意継続組合員を含む。) ・会員 ・所属所	年3回	県共済組合互助会
	プロパー職員等補完事業	公立学校共済組合員でない互助会会員に対し、人間ドック補助、宿泊補助(全国の共済組合宿泊施設)、セントコア山口会食補助、インフルエンザ予防接種助成の各事業を実施		・該当会員	年間	互助会
	育児・介護講座	育児講座及び介護講座の実施		・組合員 ・配偶者、子	7月, 8月	共済組合

22 生命保険等

◀ 共済組合 ▶

1 福祉保険制度

公立学校共済組合「福祉保険制度」は、「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」の3つの制度で構成されています。募集は、毎年7月頃に行います。

また、平成29年11月に「ファミリー応援金」が新設されました。

(1) ファミリー年金

加入者が在職中に死亡又は高度障害状態となった場合、ご遺族（高度障害の場合は加入者本人）に生命保険金を年金の形で一定期間支給されます。

(2) 傷病休職給付金

病気（精神疾患含む）やけがで働けなくなった場合に減少してしまう収入を補完します。

(3) 医療費支援制度

入院費用給付金と特定疾病給付金の2つの給付事業（オプションあり）からなります。

(4) ファミリー応援金

加入者（原則組合員本人全員）が在職中に死亡又は高度障害となった場合、遺族（高度障害の場合は加入者本人）に50,000円が支給されます。保険料は共済組合が負担し、組合員は自動加入となります。

2 アイリスプラン

公立学校共済組合「アイリスプラン」は、「年金コース」、「医療・日常事故コース」の2つの制度で構成されています。募集リーフレットの配布時期は、9月頃です。

(1) 年金コース … 在職中に積み立て、退職後年金として支給。

(2) 医療・日常事故コース … 入院やケガに対して、給付金を支給。

◀ 互助会 ▶

1 生活サポートプラン、積立終身保険、医療保険、がん保険、介護保険

会員の生活の安定を図るため、各種保険を取り扱っています。

（※臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の方は、「生活サポートプラン」のみ加入できます。）

互助会取扱いの団体保険事業 一覧

名称		保険の種類		保障期間	取扱会社	募集期間
生活サポート プラン 加入後	復興資金	死亡・高度 障害保障	(一時金)	70歳まで	明治安田生命 他4社	10～12月
	維持資金		(年金)			
	特定疾病サポート	特定疾病保障		現職中	明治安田生命	
	就業不能サポート	就業不能保障				
	医療費サポート (一時金型)	医療保険		終身医療切替可	明治安田生命 明治安田損保	
	医療費サポート (医療保障型)					
アクシデントサポート	傷害保険		80歳まで切替可			
積立終身保険 (拠出型企業年金保険)		退職後の保障		—	アクサ生命 他5社	5月
スマート・ケア		医療保険		終身	アクサ生命	
マイ・セラピー		がん保険				
「生きる」を創るがん保険WINGS		がん保険				
EVERシンプル		医療保険			アフラック生命	
アフラックのしっかり頼れる介護保険		介護保険				

2 生活サポートプラン支援事業

互助会が生活サポートプランの保険料を負担して、全会員を被保険者とする生命保険（保険金額は12万円）に加入しています。

3 生命保険の団体契約（小・中学校、教育庁職員）

互助会が生命保険会社と団体契約を結び、契約者（会員）の給料から保険料を控除して、互助会が一括して生命保険会社へ払い込むことにより、契約者には割安の団体扱保険料が適用されます。

23 財形貯蓄

《 県 》

	一般財形貯蓄	住宅財形貯蓄	年金財形貯蓄
目的	多目的の積立が可能	住宅目的の積立に限る	年金目的の積立に限る
加入年齢	年齢制限なし	55 歳未満	
対象者	山口県教育委員会の任命に係る教職員（非常勤・臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く。）で給与が電算処理されている者		
契約できる件数	一般・住宅・年金それぞれ1契約で合計3契約。 ただし、取扱金融機関が同一であること。		
非課税限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税措置なし ・利子に対して20.315%の源泉分離課税 	・住宅・年金財形を合わせて元利合計550万円まで （生命保険・損害保険の年金財形は元金385万円までで、住宅財形と合わせて元金550万円まで）	
用件違反の取扱 解約扱20% 追徴課税	① 住宅取得目的・年金支払以外の払出 ② 2年を超える中断 ③ 非課税限度額オーバー		
積立方法及び積立額	<ul style="list-style-type: none"> ・積立方法 … 毎月の給与及び6月又は12月の期末、勤勉手当から控除 ・積立額 … 1回の積立控除額は、1,000円以上で1,000円の整数倍 		
募集期間	8～9月（新規加入契約、契約金融機関の変更、積立控除額の変更は、募集期間外はできない。）原則として11月分給与から控除預入等開始。		
新規契約時の必要書類	契約金融機関の加入手続きの他に、下記の書類を金融機関経由で提出してください。（これらの様式は金融機関にあります。）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・控除預入等依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除預入等依頼書 ・財産形成非課税住宅貯蓄申告書 ・財産形成非課税住宅貯蓄申込書 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除預入等依頼書 ・財産形成非課税年金貯蓄申告書 ・財産形成非課税年金貯蓄申込書
加入後の変更等	(1) 解約、中断、復活については、毎月受け付けます。ただし、変更月の前月25日までに控除預入等依頼書を金融機関経由で提出してください。 (2) 復活は、中断したときと同じ契約内容での復活となります。 (3) 育児休業や退職等で積立控除ができなくなる場合は、必ず、契約金融機関へその旨を連絡し、所定の手続きをしてください。 なお、育児休業等から復帰したときは、「復活」の手続きをしてください。 (4) 平成27年4月1日から、住宅財形及び年金財形について、2年を超える育児休業期間についても、利子等について非課税措置を受けることができます。 (5) 年金財形貯蓄の積立が終了したときは、必ず金融機関経由で「中断」の手続きをしてください。		

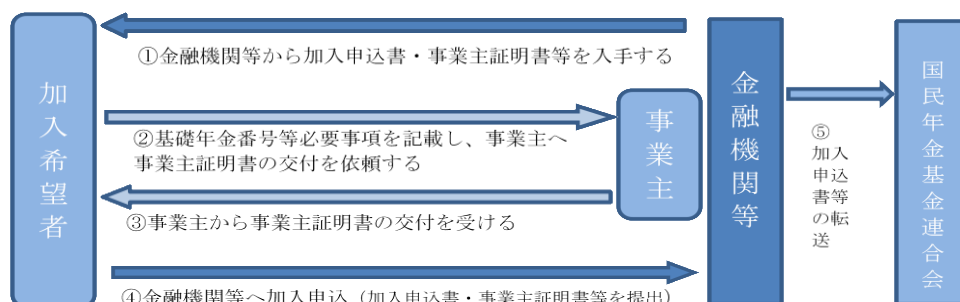
24 個人型確定拠出年金（iDeCo）

1 個人型確定拠出年金とは

個人型確定拠出年金とは、公的年金に上乗せして給付を受けることができる私的年金のひとつで、加入者自身の責任で運用し、掛金と運用益との合計額を基に給付額が決定されるものです。

税制優遇措置がある一方、原則60歳まで引き出せないなど、加入時に留意が必要な点があります。

2 加入までの流れ



3 加入申込み・商品内容等について

取扱い金融機関等に直接お問い合わせください。

4 事業主の証明について

県費の職員について、以下の区分により事業主証明を依頼してください。

区分	提出書類	交付依頼先
公立学校共済組合の長期給付が適用される職員（※1）	①「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」（取扱い金融機関等から入手） ②「個人型確定拠出年金加入者に係る事業主証明書交付依頼書（職員用）」（様式集P106） ③「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」（様式集P107） ④「基礎年金番号等の提供に関する同意書」（様式集P108）	教育政策課 福利・給付班
県立学校の非常勤職員（※2）及び臨時的任用職員	各学校の取扱いによる	各学校
教育庁及び学校以外の教育機関の非常勤職員（※2）及び臨時的任用職員	①「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」（取扱い金融機関等から入手） ②「個人型確定拠出年金加入者に係る事業主証明書交付依頼書（短期組合員用）」（様式集P109）	給与厚生課 給与支払班
小・中学校の臨時的任用職員		義務教育課 経理班

※1 任期の定めのない常勤職員、会計年度任用職員（常勤の非常勤13月以上）、再任用職員（勤務期間見込2月超）等

※2 公立学校共済組合の短期給付が適用される非常勤職員

5 掛金の払込み

掛金の給与控除を行う体制が整っていないため、「個人払込（口座振替）」のみの取扱いとなります。

6 税制上の優遇措置

掛金は全額所得税及び住民税の所得控除の対象となりますので、年末調整時に小規模企業共済等掛金控除として申告することができます。

7 転職又は人事異動（国や知事部局等への異動）時の事業主証明について

転職又は人事異動により事業主が変わった場合には、改めて新しい事業主の証明が必要となります。詳しくは、転職先又は異動先の担当者に御確認ください。

8 事業主証明の廃止について

加入時等の事業主証明は、令和6年12月以降廃止される見込みです。

25 給付などの請求期限

《 共済組合 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
短期給付	毎月10日	当月月末	給付の事由が生じた日から2年
長期給付（年金）	—	—	給付の事由が生じた日から5年

《 互助会 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
各種給付	毎月10日	当月月末	給付の事由が生じた日から3年

《 地方公務員災害補償基金 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
公務災害、通勤災害	随時 (災害発生後速やかに提出してください。)	—	補償の事由が生じた日から2年 (障害補償、遺族補償等は5年以内)

26 交通事故と組合員証

(組合員証の正しい使い方)

《 共済組合 》

組合員又は被扶養者が交通事故等の第三者の行為によって負傷した場合、共済組合では次のように取り扱っています。

1 まず届け出を！

どんな小さな事故でも、警察へ届出をすると同時に、治療のため組合員証を使用する場合は必ず共済組合に連絡し、次の書類を提出してください。

- (1) 損害賠償申告書（様式集P44）
- (2) 事故報告書（様式集P45）
- (3) 事故発生状況報告書（様式集P46）
- (4) 損害賠償経過報告書（様式集P47）
- (5) 交通事故証明書（自動車安全運転センターで発行）
- (6) 念書（様式集P48）
- (7) 同意書（様式集P49）
- (8) 確約書（様式集P50）

2 治療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合の治療費は加害者の負担が原則ですが、共済組合に連絡のうえで組合員証を使用して治療を受けることができます。この場合その治療費は共済組合が一時立て替えているものですから、後日その治療費を過失割合に応じて加害者本人又は加害者が加入している保険会社へ請求することとなります。

3 示談は慎重に！

組合員証を使用した場合、共済組合に相談せず自己判断で示談をすると（特に加害者側が支払うべき治療費の免除などの不利な示談をした場合）、被害者である組合員に共済組合支払相当額を共済組合に返納してもらうこととなりますので、十分注意してください。

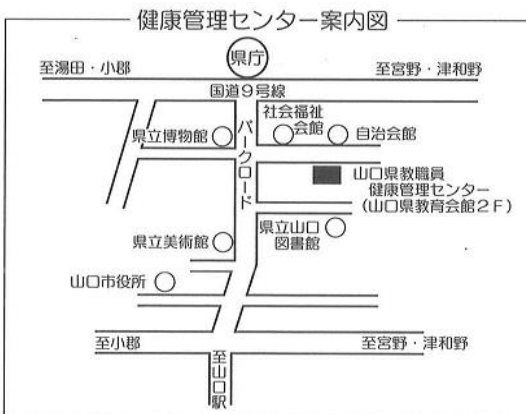
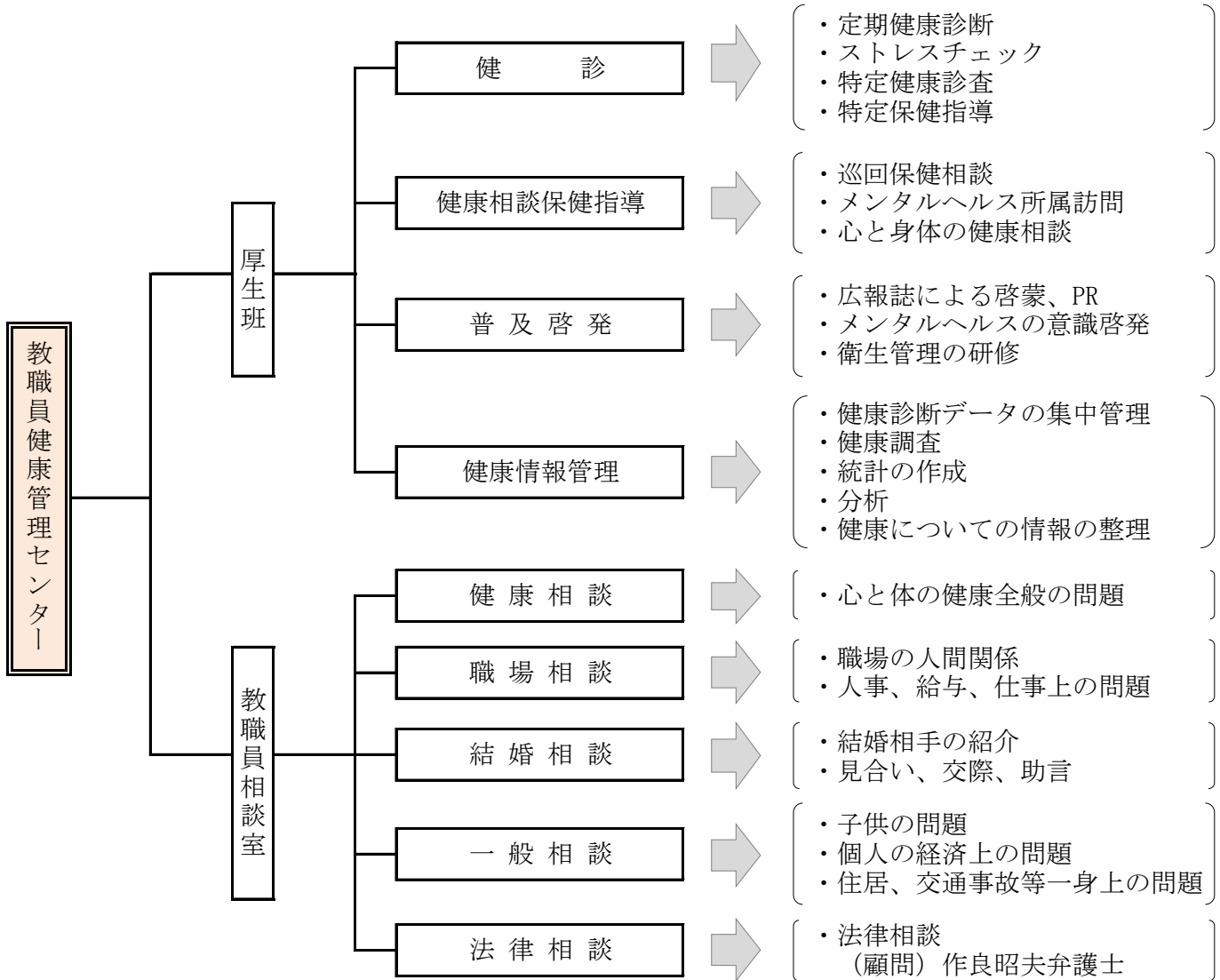
例えば、組合員が「治療費については組合員証を使用すれば一部負担金を除いてタダなのでイリマセン」など安易に請求権を放棄すると、共済組合は立て替えた治療費を加害者に対し請求できなくなり、その分は請求権を放棄した組合員に請求することとなります。

27 教職員健康管理センター

◀ 県・共済組合・互助会 ▶

■教職員健康管理センターとは

教育活動の積極的な推進を図るためには、教職員自らが心身共に健康でなければなりません。このため、健康管理センターは、教職員の心身の健康保持及び増進を図るため、県教育委員会、公立学校共済組合、教職員互助会の三者が有機的に連携を保ち、積極的に各種健康診断、保健指導、健康教育及び各種相談等を実施し、もって教職員の健康・体力づくりに寄与する目的で設置されました。



〒753-0072

山口市大手町2番18号 (山口県教育会館2F)

(教育政策課厚生班)

TEL : 083-933-4575、FAX : 083-933-4588

(健康相談・保健指導)

TEL : 083-933-4574

(こころとからだの健康相談ホットライン)

TEL : 083-933-2246、080-1935-4270

(教職員相談室)

TEL : 083-925-6450、083-933-4776

28 中国中央病院

中国中央病院は、全国に8か所ある公立学校共済組合の直営病院の一つです。また、人間ドックでは支部の指定病院となっています。

■利用上の特典

組合員及び被扶養者が中国中央病院を利用する場合、次のような優遇措置があります。

- 入院や人間ドック及びメンタルヘルス相談のために来院した場合、交通費相当額の一部助成費が支給されます。
- 分娩料、文書料、個室料金が所定料金の5割引きとなります。
- 初診時に紹介状を持参されなくても特定療養費はかかりません。

■人間ドックの実施

山口支部の計画に基づき、教職員の健康保持と病気の早期発見・予防のために人間ドックを実施しています。

■各種相談の実施

- 電話相談
 - ・こころの悩みホットライン
 - 相談日時：水曜日（祝日を除く）
（ 15:00～17:00 ）
 - 電話番号： 0120-503-110
- 面接相談（完全予約制）
 - ・メンタルヘルス相談
 - 相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
（ 9:30～17:00 ）
 - 予約連絡先：084-970-2121（代）
（ 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00 ）
 - ・セカンドオピニオン相談
 - 相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
（ 15:00～17:00 ）
 - 予約連絡先：084-970-2121（代）
（ 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15 ）



■所在地

〒720-0001 広島県福山市御幸町大字上岩成148-13

TEL： 084-970-2121（代）

FAX： 084-972-8843（代）

H P： <http://www.kouritu-cch.jp/>

JR福山駅前（南口）から【中国バス】乗車、
「中国中央病院前」で下車（乗車時間約25分）

■診療科目

内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、
リウマチ科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、
小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、
内分泌外科、食道・胃外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、
大腸・肛門外科、内視鏡外科、整形外科、皮膚科、産
科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科口
腔外科、麻酔科、精神科、脳神経外科、
臨床検査科、病理診断科、リハビリテーション科

■病床数 243床



29 九州中央病院

九州中央病院は、全国に8か所ある公立学校共済組合の直営病院の一つです。また、人間ドックでは支部の指定病院となっています。

■利用上の特典

組合員及び被扶養者が九州中央病院を利用する場合、次のような優遇措置があります。

- 入院や人間ドック及びメンタルヘルス相談のために来院した場合、交通費相当額の一部助成費が支給されます。
- 文書料、個室料金が所定料金の5割引きとなります。
- 初診時に紹介状を持参されなくても特定療養費はかかりません。

■人間ドックの実施

山口支部の計画に基づき、教職員の健康保持と病気の早期発見・予防のために人間ドックを実施しています。

■各種相談の実施

- 面接相談（完全予約制）
 - ・メンタルヘルス相談
相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
（9:00～17:00）
電話番号：092-541-4936（代）
 - ・セカンドオピニオン相談
対象疾患：整形外科、心療内科、各種がん
相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
予約連絡先：092-541-4936（代）
（月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:00）



■所在地

〒815-8588 福岡県福岡市南区塩原3-23-1

TEL：092-541-4936（代）

FAX：092-541-4540

H P： <https://www.kyuchu.jp/>

- ① 西鉄バス47番・60番「博多駅前Aのりば」より「中央病院前」下車
- ② 地下鉄「博多駅」より「天神」で下車し、西鉄天神大牟田線「福岡（天神）」より「大橋」で下車、徒歩5分

■診療科目

内科、精神科、リウマチ科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、婦人科、眼科、麻酔科、放射線科、歯口腔外科、健康管理センター、リハビリテーション科、心療内科・アレルギー科、メンタルヘルスセンター、腎センター、緩和ケア外来

■病床数 330床



30 山口宿泊所〔セントコア山口〕

■所在地

〒753-0056 山口市湯田温泉3丁目2-7

TEL : 083-922-0811

FAX : 083-922-8735

H P : <https://www.centcore.com/>

- ① JR山口線「湯田温泉駅」で下車、徒歩20分
- ② バス「湯田温泉停留所」で下車、徒歩 5分



■施設環境

市街地に湧く「湯田温泉」街の閑静な一角にあり、交通の便に恵まれています。

◀湯田温泉▶

室町時代の文献に記録が残っているほか、江戸時代には「殿様の湯」として「お茶屋」が置かれるなど、古くから栄えた温泉です。
アルカリ性単純温泉で、無色透明、肌ざわりの柔らかさが自慢です。

■施設概要

[建物：鉄筋コンクリート、地上 7階、地下 1階]

(1) 集会・会議室

区 分	室数	定員
洋会議室	1室	210人
ミーティング・ルーム	3室	20~30人
和室 70畳	1室	50人
和室 42畳	1室	30人
和室 12畳	2室	8人

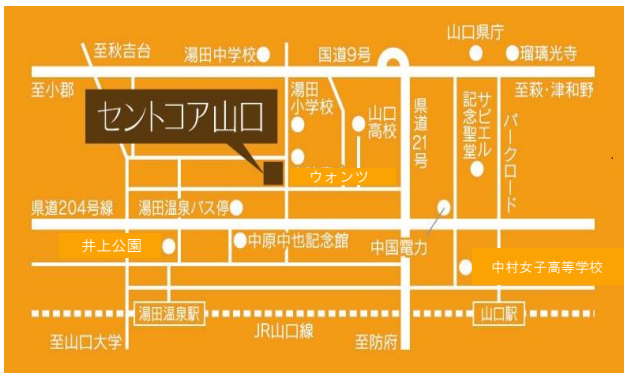
(2) 宿泊室

区 分	室数	定員
シングル	12室	1人
ツイン	8室	2人
バリアフリールーム	2室	2人
デラックスツイン	1室	2人
和室特別室	1室	2人
和室 8畳	6室	3人
和室 10畳	4室	4人

(3) 大浴場・露天風呂・サウナ

「源泉かけ流し」で温泉効能も多様

(4) 駐車場 70台駐車可



■利用料金

[組合員の場合 (サービス料、消費税込)]

(1) 会議

- ・洋会議室 ⇒ 3時間まで 52,800円～
- ・ミーティング・ルーム ⇒ 3時間まで11,400円～

(2) 宿泊 [一人一泊二食]

⇒ 15,300円～

(3) 宴会

- ・宴会料理 ⇒ 5,500円～

■組合員等に対する特典 (※)

(1) 宿泊した場合の1人1泊当たりの補助

区 分	補助額
2,000円以上4,000円未満	1,000円
4,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上	3,000円

(注) 年度内の1組合員当たりの補助回数の上限は他施設宿泊に係る補助回数も含め12泊

(2) 会食した場合の1人1食当たりの補助

区 分	補助額
2,000円以上6,000円未満	1,000円
6,000円以上	2,000円

(注) 年度内の1組合員当たりの補助回数の上限は12回

※対象者は組合員(任意継続組合員を含む。)、被扶養者及び組合員の3親等以内の親族

詳しくは、P90「21 福利厚生事業」をご覧ください。

31 公立学校共済組合宿泊保養施設一覽

都道府県名	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	ホテルライフオーツ札幌	064-0810	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
岩手	サンセール盛岡	020-0883	盛岡市志家町1-10	019-651-3322
宮城	ホテル白萩	980-0012	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
福島	あづま荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
茨城	ホテルレイクビュー水戸	310-0015	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
埼玉	ホテルブリランテ武蔵野	330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
千葉	ホテルポートプラザちば	260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
神奈川	ひめしやら (当面の間休館)	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原1245	045-210-8165 <small>(公立学校共済組合神奈川支部)</small>
長野	ホテル信濃路	380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
	みやま荘	390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
富山	パレブラン高志会館	930-0018	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
	立山高原ホテル (11月中旬から4月中旬までの冬期は休館)	930-1413	中部山岳国立公園立山天狗平	076-463-1014
岐阜	ホテルグランヴェール岐山	500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111
愛知	ホテルルブラ王山	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3151
三重	プラザ洞津	514-0042	津市新町1-6-28	059-227-3291
京都	花のいえ	616-8382	京都市右京区 嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
大阪	ホテルアウイーナ大阪	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441
兵庫	ホテル北野プラザ六甲荘	650-0002	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451
奈良	ホテルリガーレ春日野	630-8113	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021
和歌山	ホテルアバローム紀の国	640-8262	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
鳥取	白兔会館	680-0833	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
島根	サンラポーむらくも	690-0887	松江市殿町369	0852-21-2670
岡山	ピュアリティまきび	700-0907	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
山口	セントコア山口	753-0056	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811
愛媛	にぎたつ会館	790-0858	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
高知	高知会館	780-0870	高知市本町5-6-42	088-823-7123
福岡	福岡リーセントホテル	812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
	小倉リーセントホテル	803-0811	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
佐賀	グランデはがくれ	840-0815	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
長崎	ホテルセントヒル長崎	850-0052	長崎市筑後町4-10	095-822-2251
熊本	水前寺共済会館グレース	862-0950	熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281
大分	豊泉荘	874-0902	別府市青山町5-73	0977-23-4281
鹿児島	ホテルウエルビューかごしま	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838

32 公立学校共済組合山口支部ホームページ

公立学校共済組合山口支部では、以下のとおりホームページによる案内もしておりますので、ぜひご利用ください。

■掲載内容

1. 事業の案内

以下に掲げる各種事業について、事業内容の案内、用語集、様式ダウンロード等

- 組合員の資格取得 …… 公立学校に就職したとき
- 短期給付事業 …… 結婚するとき、子どもが生まれるとき、病気やケガをしたとき、交通事故にあったとき、災害にあったとき、休職したとき、退職するとき、死亡したとき
- 厚生事業 …… 健康管理を考えるととき、宿泊施設を利用するとき、心の健康度チェック、その他、福祉保険制度(ファミリー年金、傷病休職給付金、医療費支援制度)、アイリスプラン
- 貸付事業 …… 資金を必要とするとき、貸付金・償還金シミュレーション
- 長期給付事業 …… 年金について知りたいとき

2. 施設の案内

セントコア山口をはじめとした全国の共済組合の宿泊施設、直営病院の利用案内

3. 支部の案内

組織や業務の内容、事務所の位置等、山口支部の紹介

4. その他

更新情報や関連サイトへの紹介

■ホームページアドレス

<https://www.kouritu.or.jp/yamaguchi/>

The screenshot shows the homepage for the Yamaguchi Branch. At the top, there is a navigation bar with links for '共济制度について', '組合員向け手続き', '年金受給者(特権者)向け手続き', '宿泊施設', and '直営病院'. The main content area is titled '山口支部 Yamaguchi' and includes a map of the prefecture. To the right, there is a 'こんなときガイド' (When you need it) section with links for various events like '公立学校に就職したとき', '結婚するとき', '子どもが生まれるとき', etc. Below the main content, there is a '手続きナビ' (Handbook) section with icons for '組合員資格・年金の手続き', '短期給付の手続き', '治療をうける際の手続き', '資金をかりる際の手続き', '特定健康診査 特定保健指導の手続き', and '厚生サービスの手続き'. On the right side, there is a 'ログイン' (Login) button and a '厚生サービスを利用する' (Use welfare services) section with links for '健康管理を考えるととき', '宿泊施設を利用するとき', etc. At the bottom, there is a '山口支部について' (About Yamaguchi Branch) section.

33 一般財団法人山口県教職員互助会ホームページ

一般財団法人山口県教職員互助会では、以下のとおりホームページによる案内もしておりますので、ぜひご利用ください。

■掲載内容

1. 事業の案内

以下に掲げる各種事業について、事業内容の案内、用語集、様式ダウンロード等

- 現職者のページ … 給付事業、文化教養事業、健康管理事業、相談事業、会員証割引事業、貸付事業、保険事業、退職互助部事業、臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の互助会会員資格等の取扱い
- 退職者のページ … 給付事業（病気・ケガ・入院）、給付事業（災害・死亡・退会）、給付事業（長寿のお祝い）、厚生事業、保険事業、陳情署名、退職互助部だより
- 事務局からのお知らせ…会員に向けた情報発信
- 公益事業
- 情報公開

2. 互助会概要

組織や業務の内容、所在地等、山口県教職員互助会の紹介

3. その他

更新情報や関連サイトへの紹介

■ホームページアドレス

<https://yamakyogo.jp/>

○現職者のページと退職者のページに入るには、ユーザーIDとパスワードが必要となります。

ユーザーID :	hukuri	パスワード :	kousei
----------	--------	---------	--------

一般財団法人
山口県教職員互助会

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県教育庁教育政策課福利・給付班内(県庁13F)
TEL:083-933-4777 FAX:083-933-4589



トップページ	現職者のページ	退職者のページ	事務局からのお知らせ	公益事業
会員証割引事業	保険事業	情報公開	互助会概要	関連リンク

● トップページ
地図(アクセス)



夏みかんの花(萩市平安古町)

会員のページ
▶ 現職者のページ
▶ 退職者のページ

一般財団法人
山口県教職員互助会

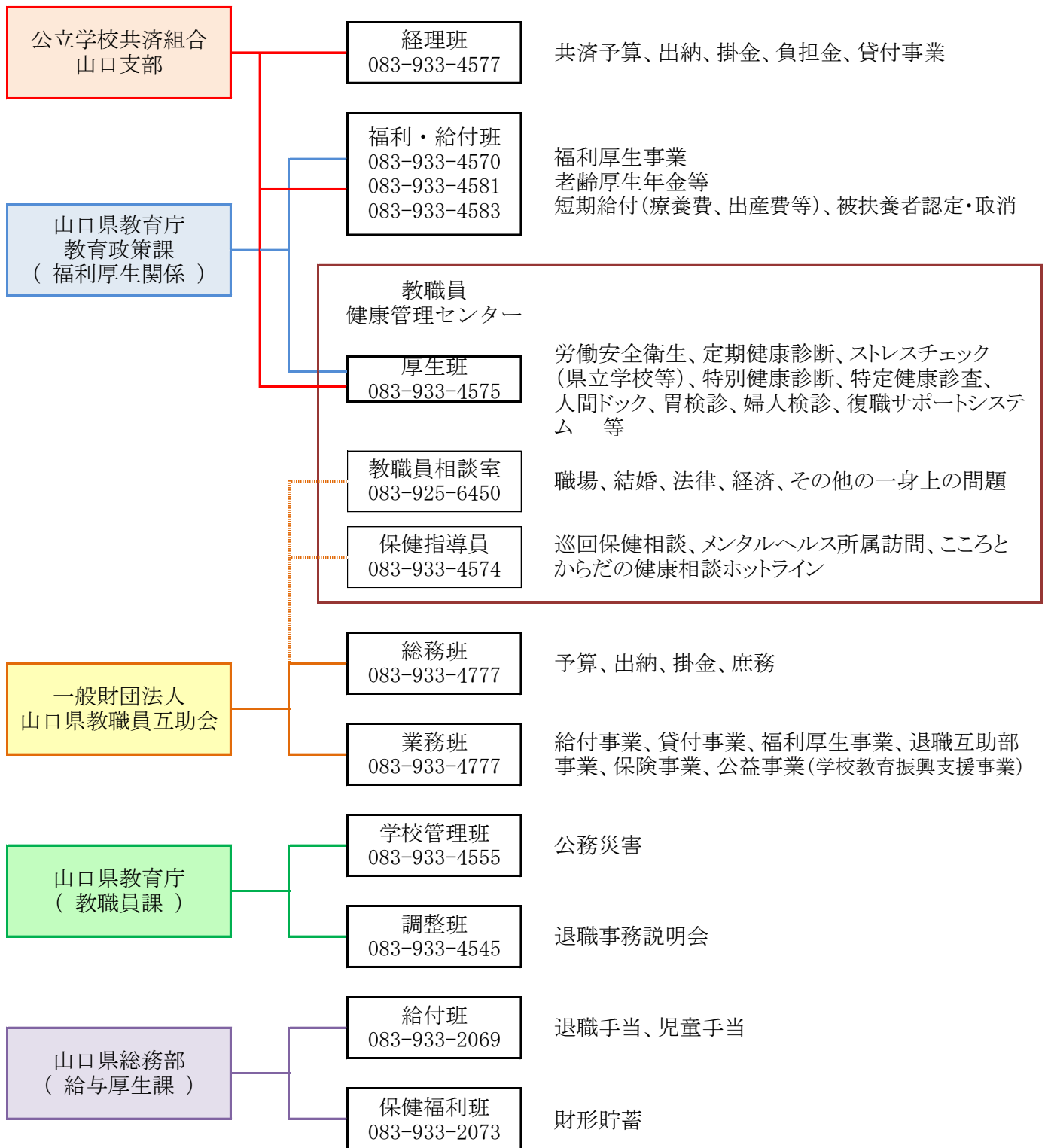
〒753-8501
山口県山口市滝町1-1
山口県教育庁教育政策課
福利・給付班内(県庁13F)

新着情報

■ お知らせ

- ▶ 2023年 3月30日 **令和5年度の事業変更点をお知らせします。**
- ▶ 2023年 3月22日 **退職互助部制度**が、令和5年度から全面的な改定となります。
- ▶ 2022年 7月20日 **ライフプランリーフセミナー、フラワーセミナーについて**新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、県外講師については、オンライン(フラワーセミナーは、一部オンライン)に切り替えて開催予定です。
※ 受講者の皆様方は、会場にお集まりいただき、講師の方とオンラインで繋がります。
- ▶ 2022年 6月30日 **会員証割引事業の業者イベント情報(ハーモニーランド)**をアップしました。
- ▶ 2022年 6月28日 **ライフプランフラワーセミナー決定者の皆様へ決定者専用のページ**をアップしました。
ID、パスワードは決定通知に記載しています。
- ▶ 2022年 5月10日 **各種保険の募集を行っています。**
会員の皆様へ募集パンフレットをお送りしていますので、この機会に是非ご検討ください。
- ▶ 2022年 3月31日 **令和4年度の事業変更点をお知らせします。**

福利厚生事業の担当部署



FAX E-mail

部署名	FAX	E-mail
教育政策課 (福利厚生関係)	083-933-4589	fukuri@pref.yamaguchi.lg.jp
教職員健康管理センター	083-933-4588	
教職員課	083-933-4559	a50200@pref.yamaguchi.lg.jp
給与厚生課	083-933-2089	a10300@pref.yamaguchi.lg.jp